



号外第1号

令和6年1月5日

発行所

広島市役所

(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定による形質変更時要届
出区域の指定の解除..... 1

告示

広島市告示第7号

令和6年1月5日

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、令和5年広島市告示第360号で指定している形質変更時要届出区域の一部について次のとおり指定を解除します。

なお、土壌汚染対策法第15条第1項に規定する指定解除形質変更要届出区域の台帳は、広島市環境局環境保全課で閲覧することができます。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
広島市安芸区船越南一丁目の2101番1及び2101番11の各一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
テトラクロロエチレン
ふっ素及びその化合物
- 3 指定を解除する形質変更時要届出区域の一部において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去
- 4 上記3に掲げる区域以外の指定を解除する形質変更時要届出区域において指定の事由がなくなつたと認める理由
指定調査機関が実施した詳細調査に準じた調査により、上記2に掲げる基準に適合する土地であることを確認したため